

2014年2月12日 324号

共同センターNEWS

憲法改悪反対共同センター

文京区湯島 2-4-4 全労連会館 03-5842-5611 (FAX5842-5620)

http://www.kyodo-center.jp mail: move@zenroren.gr.jp

第12回憲法闘争の発展をめざす全国交流集会 全国各地からご参加を

憲法改悪反対共同センターは、「第12回憲法闘争の発展をめざす全国交流集会」を2月22日(土)午前11時よりヒューリック浅草橋ビル(3F ルーム1)で開催します。この1年間の各地での96条改悪反対のたたかい、特定秘密保護法廃案・廃止のたたかい、集団的自衛権行使容認に向けた解釈改憲をゆるさないたたかいなど、憲法改悪に対するたたかいを持ち寄りましょう(会場地図等は、下記に記載)。交流集会では、「憲法改悪 STOP! 集団的自衛権行使容認など、安倍政権の暴走を許すな!」と題し、シンポジウムも開催します。全国各地、団体から多くの方のご参加を呼びかけます。

国会情勢報告は日本共産党・吉良よし子参議院議員

運動の交流とともに、国会情勢報告、シンポジウムで学びあいましょう。国会情勢報告は、日本共産党の吉良よし子参議院議員に決まりました。また、シンポジウムには、自由法曹団・山口真美事務局長、日本体育大学・清水雅彦准教授と、愛知大学の大学生・塚田薫さんがパネリストとして登場します。秘密保護法、集団的自衛権行使に向けた解釈改憲等の憲法問題について学びます。

「日本国憲法を口語訳してみたら」出版で話題の塚田薫さん(パネリスト)

パネリストの一人、愛知大学法学部4年生・塚田薫さんを紹介します。塚田さんは、『日本国憲法を口語訳してみたら』を昨年7月に出版した話題の人。出版にあたって、塚田さんは次のようなコメントをしています。

「憲法、読んだ事ありますか? 実は私も大学でポケット六法をめくるまでちゃんと読んでいませんでしたが、読むと堅そうに見えて実はソフト。でも学問としてみるとひたすらハード。書籍化にあたり、長峯教授(※)のサポートを受けつつ、憲法の硬軟をうまく味にできれば、そして「憲法?」から、「また改めて」の方々まで楽しめるものに仕上げたつもりです」

(※愛知大学長峯信彦教授)

塚田さんは、「日本国憲法を口語訳してみたら」で、**日本国憲法前文(前半部分)**を次のように紹介しています。

俺らはちゃんとみんなで選んだトップを通じて、うちのそのガキのまたガキのために、ご近所さんと仲良くして、みんなが好きなことできるようにするよ。

また、戦争みたいなひどいことを起こさないって決めて、国の基本は国民にあることを声を大にして言うぜ。それがこの憲法だ。そもそも政治っていうのは、俺ら国民が政治家を信頼して力を与えるものであって、本質的に俺達のものであるんだ。あれだ、リンカーンの言った「民衆の民衆のための民衆による政治」ってやつ。

この考え方は人類がみんな目標にするべき基本であって、この憲法はそれに従うよ。そんでそれに反するような法律とかは認めないぜ。



◆2月22日(土)11時~16時半

◆ヒューリック浅草橋ビル
(3F ルーム1)

◇東京都台東区浅草橋 1-22-16

【最寄駅】

JR 浅草橋駅 [西口] より徒歩1分

都営浅草線 浅草橋 [A3出口] より徒歩3分



是非、塚田さんの話も聞いて学びましょう。多くの皆さんの参加をお願いします。

秘密保護法廃止 2・19 議員要請

ご参加をお願いします

憲法会議が中心となり、全労連、民医連など10団体が呼びかけ、「秘密保護法の廃止を求める議員要請行動」を2月19日に行います。5日の要請行動に続く、2回目の行動です。

前は、日本共産党の田村参議院議員がかけつけ国会情勢を報告、「超党派の廃止法案を出せるように頑張ります」と決意を語りました。その後、各政党の代表を訪問し、「秘密保護法は施行せず廃止にすること、そのために率先して、①「廃止法案」を提出すること、②「廃止法案」に積極的に賛同することを求めています」との要請書を手渡しました。

この議員要請行動は、大運動実行委員会等が主催するお昼の国会前行動が行われる日の午前11時から毎回実施しようと計画しています。ぜひ、特定秘密保護法廃止・撤廃を求める署名を持って、ご参加ください。

○日時 2月19日(水) 11時～
○会場 衆議院第二議員会館第6会議室

安保法制懇

「集団的自衛権」要件なしでも「弾道ミサイルを撃ち落とせ」

4日、集団的自衛権の行使などを検討している「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(安保法制懇)は、第6回会合で、集団的自衛権の発動要件が満たされていなくても、「自衛隊が米国に対して発射された弾道ミサイルを撃ち落とすべき」との考えを検討していたことが明らかになりました。

国連憲章第51条は、加盟国に対する「武力攻撃」があった場合、「個別・集団的自衛権の固有の権利」が害されないとしています。この「武力攻撃」とは、「一国に対する組織的計画的な武力の行使」であるというのが日本政府の見解です。

これに対して第6回会合で配布された部内資料では、「『組織的計画的な武力の行使』と判断できないような状況」であっても、自衛隊が米国に向けて発射された弾道ミサイルを「破壊すべき」との論点が提示されました。集団的自衛権の行使自体が憲法違反ですが、その発動要件が満たされなくても、日米同盟のためなら何でも許されるという発想です。また、「組織的計画的な武力の行使」と判断できない事例として「自衛艦が日本近海で警戒監視にあたっている最中、他国艦船が第3国から不法行為を受ける場面に遭遇した場合」も挙げています。

そして、第6回会合では、「武力攻撃にいたらない侵害」、いわゆる「マイナー自衛権」や「グレーゾーン」と言われる事態への措置を検討しました。このように、安保法制懇は「法的基盤の再構築」といいながら、「海外で戦争する国」づくりという結論ありきの実態が浮き彫りになりました。安保法制懇は個別議題の協議を終え、4月中の安倍首相への報告書提出に向けて、作業を進めています。



憲法を守る滋賀県共同センターより

集団的自衛権行使・秘密保護法・改憲許さない運動を！

憲法を暮らしに生かす！全県交流集会

- ◇2月26日(水) 18:15～
- ◇教育文化会館 3F
- ◇「集団的自衛権行使、解釈改憲を許してはならない」
坂梨勝彦弁護士(彦根共同法律事務所)
- 「秘密保護法は廃止しかない」
杉山佐枝子弁護士(女性の法律事務所パール)
- ◇第2部 交流

映画人九条の会 2・26 講演会

「自衛隊協力映画」の急増を どう考えるか

- 講師；須藤遥子(愛知県立芸術大学非常勤
講師/大月書店「自衛隊協力映画」著
者)
- ◇2月26日(水) 18:50
- ◇文京シビックセンター4階シルバーホール
- ◇参加費 800円

憲法を学び、生かし、平和な日本と世界を！